

住 宅

1 住宅改修費の助成

一定の障がいをお持ちの方に住宅改修費の助成制度があります。

対象者

- ① 介護保険給付対象者及び要支援又は要介護と認定される見込みの方
- ② 下肢、体幹及び視覚障がいで1～3級の身体障がい者手帳を取得している方

対象となる工事

居室・浴室・便所・アプローチ等を安全に使用しやすくするために必要な工事

※ 新築・増築・改築及びエレベーター等の設置は対象外

助成額 限度額 20 万円(1世帯につき1回限り)

受付期間 4月1日～2月末日(随時)



岡崎市役所 介護保険課給付係 TEL23-6682

障がい福祉課障がい1係 TEL23-6113

※ 介護保険又は日常生活用具給付優先

介護保険又は日常生活用具給付で 20 万円まで住宅改修費の給付を受けることができます。要介護認定対象者となる方は、介護認定を受けて介護支援専門員にご相談ください。

○ 要支援・要介護と認定された方で、介護保険給付の限度額(20 万円、ただし自己負担あり)を超える住宅改修が必要な場合は、上記の住宅改修費助成制度が併用して利用できません。

○ 要介護認定対象外の方で、身体障がい者手帳(下肢、体幹、視覚機能障がい)3級以上を所持される場合は、日常生活用具給付(20 万円、ただし自己負担あり)が利用できます。また限度額を超える住宅改修が必要な場合は、上記の住宅改修費助成制度が併用して利用できません。

手続きの手順

- ① 相談予約をする(住宅改修相談・住宅改修費助成相談)

相談場所 岡崎市美合町字五本松68番地12 岡崎市社会福祉センター 3階

岡崎市社会福祉協議会 (TEL 47-8750 ・ FAX 47-8753)

相談日 随時(家庭訪問は月・火・木曜日 事前にご予約ください)

- ② 相談後リフォームヘルパーによる家庭訪問

- ③ 申請書類を持参
 - ・ 住宅改修費助成申請書 ・ 業者の見積書(消費税含) ・ 改修前・後の平面図
 - ・ 改修前の写真(日付入) ・ 住宅改修に係る意見書(リフォームヘルパーが作成)
- ④ 市から住宅改修費助成決定通知書を送付
- ⑤ 工事施工完了後書類提出
 - ・ 住宅改修工事完了届 ・ 助成金請求書 ・ 工事完了後の写真(日付入)
 - ・ 施工業者の請求書(写し) ・ 施工業者の領収書(写し)

※バリアフリー改修をした住宅に対する固定資産税の減額があります。

補助金等を除いた自己負担額が 50 万円以上の一定のバリアフリー改修が行われ、65 歳以上の方・要介護認定・要支援認定を受けている方・障がい者の方のいずれかの方が居住されている住宅について、改修工事完了後3ヶ月以内に申告した場合に限り翌年度の固定資産税額が減額されます。詳細は資産税課家屋1係(TEL:23-6097 FAX:23-6096)へ確認をしてください。

2 公営住宅

①市営住宅

(1)市営住宅(1・2階)への入居

1・2階を優先して入居者を募集しています。障がい等の理由により居住が階下に限定される事実を証明する医師の診断書や障がい者手帳等が必要です。

(2)単身者向市営住宅への入居

空き家のある特定の住宅(専用床面積60㎡以下)について常時又は抽選により入居者を募集しています。

(3)車椅子利用者向け市営住宅への入居

天神荘、伊賀山住宅、本宿住宅、土井住宅、平地住宅、五本松住宅に車椅子対応の住宅があります。空き家がある場合は募集します。

車椅子を常用していることを証明できる診断書等が必要です。

(4)市営住宅家賃の減免

市営住宅に入居されている障がい者のいる世帯(単身者を含む)に対し、家賃及び駐車場使用料の減免制度があります。

対象世帯 身体障がい者手帳1～4級がいたる世帯

精神障害者保健福祉手帳1・2級、又は同等の知的障がい者がいたる世帯

減免率 10%

○上記の減免制度の他、低額所得者等に対する減免制度もあります。



岡崎市営住宅管理センター
(岡崎市役所西庁舎内)

(TEL 23-6320 ・ FAX 23-6821)

① 県営住宅

県営住宅については、下記連絡先までお問い合わせください。



愛知県住宅供給公社(TEL 052-973-1791)
三河住宅管理事務所(TEL 23-1863)

3 都市再生機構賃貸住宅における優遇措置(新規募集住宅)

障がい者のいる世帯が、都市再生機構賃貸住宅の新築団地に「障がい者区分」で申し込まれると、「普通区分」の20倍の当選率になるよう優遇されます。



独立行政法人都市再生機構中部支社

(TEL 052-968-3333 ・ FAX 052-968-3112)

4 生活福祉資金の貸付

障がい者のいる世帯が、住宅を増築、改築、拡張、補修等を行うのに必要な資金の貸付が受けられます(貸付条件があります)。



岡崎市社会福祉協議会サービスセンター

(TEL 23-8938 ・ FAX 23-7820)

5 民間賃貸住宅の入居等に関する相談

一定の障がいをお持ちで住宅の確保が難しい方の民間賃貸住宅への入居等に関する相談を受けています。相談を受けたものは、公民が連携した居住支援協議会により、必要な支援と大家等をつなげることで住宅を確保していきます。



岡崎市役所 住宅計画課居住支援係

TEL23-6880